

有機農業推進総合対策緊急事業
「有機農産物新規取扱支援」について

有機農業推進総合対策緊急事業概要

(1) 有機農産物新規取扱支援について

有機農産物の市場拡大に向けて、有機農産物を取り扱う食品事業者や流通事業者と有機農産物を生産する農業者が新たに取引契約を締結した際に、有機農産物以外の農産物を取り扱った場合と比較した有機農産物の取引価格の掛かり増し経費を、一定の範囲内で支援する取組です。

(2) 有機農業の環境保全効果発信

有機農業に取り組むことによる生物多様性の向上や地球温暖化防止などの環境保全効果について、科学的な根拠や生産現場の事例等を分かりやすく整理し、資料やイベント等で発信するとともに、消費者を対象に有機農業の取組や環境保全効果について訴求する消費者セミナーを開催致します。

(3) 事業者間のマッチング促進

有機農産物の新たな取引契約を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者や流通事業者等とのマッチングを促進する商談会を開催致します。

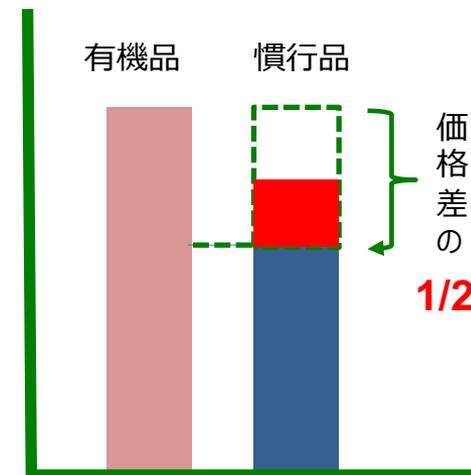
(4) 有機農産物の販路拡大に関する調査の実施

(1) の支援に係る農業者等、(3) の商談会に参加した事業者及び農業者や流通事業者等を対象に、有機農産物の生産、流通・加工、販売等の状況に関するアンケート調査を行い、結果をとまとめ、課題の整理・分析、課題解決に向けた方策案を取りまとめます。

補助対象について

補助の対象となる「掛かり増し経費」とは？

申請いただく有機農産物の販売価格と、比較対象となる有機農産物以外（慣行品）の農産物の平均販売価格の差額の1/2の金額を指しています。



申請出来る人は誰？

- 有機農産物を生産する有機農業者・団体
(環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象の農産物及び農業者含む)
- 食品事業者 (小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者)
- 流通事業者 (食品事業者と取引がある者に限る)

※ 令和3年度以前から農産物の取引実績があること。

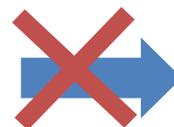
例 有機農産物を生産する農業者との直接取り引きのみが対象

有機農産物農業者



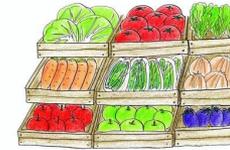
対象

有機青果卸



対象外

小売/宅配/食品
製造メーカー等



掛かり増し経費の具体例

農業者（有機JAS認証農場）



流通・食品事業者



申請は取引を行う農業者・事業者どちらが行ってもOKですが、補助を受けれるのは申請された一方のみとなります。

品目：有機にんじん → 1 kgバラ 150円仕入

市場等の慣行品の平均価格もしくは、実際取引されている見積金額等

品目：慣行にんじん → 1 kgバラ 100円仕入

※見積書等がない場合は、東京中央卸売市場（ALICデータ）を価格参照

差額50円 ÷ 2 = **25円**

補助対象金額

※有機農産物取引価格は、有機農産物以外の農産物取引価格の1.5倍の上限の範囲内での支給となります。

※取引金額の差分からの補助金額算出を行う為、補助金を見越して取引価格自体を値下げする事は出来ません。

申請は農業者・事業者どちらでもOKですが・・・

当補助金支援の目的は「有機農産物の販路・取引の拡大」

事業者

有機農産物の仕入れ価格に対して補助を受けて頂き、取引量を積極的に増やして頂きたい。

農業者

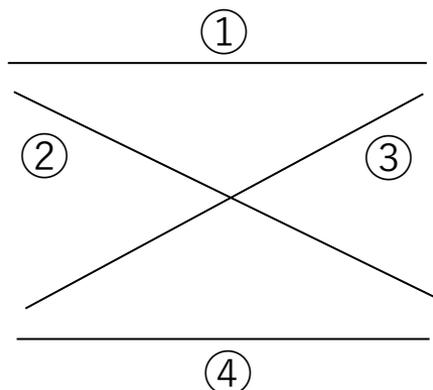
既存or新規の取引先に当補助事業を紹介頂き、新規の取引を増やすきっかけにして頂きたい。

補助対象になる条件等について

対象となる取引

新規に有機農産物を生産する農業者

令和3年度以前から有機農産物を生産する農業者



初めて有機農産物を取り扱う食品事業者又は流通事業者

これまで有機農産物を取引していた食品事業者又は流通事業者

- ①、③の取引の場合は、取引金額の差額の1/2が補助対象となります。
- ②、④の取引の場合は、既存の取引先からの切り替えが懸念されるため、事業者側からみて、**申請される取引実施期間と昨年の同期間の有機農産物の総取引金額の増加分の取引金額の差額の1/2が補助対象**となります。
- ④の取引の場合は、新規に取扱う有機農産物の品目取引契約に限ります。

例



昨年度の有機農産物の売上（同一の品目での売上である必要はない）が減少していない必要があります。

補助対象になる条件等について

その他の主な補助条件

1

対象期間中の取引金額の合計金額が50万円以上、もしくは100kg以上の取引であること。

2

既存の事業者の取引は、新規品目であること。昨年の事業実施期間と同期間の有機農産物の売上が増加していること。

3

有機農産物と比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書が必要。

ない場合はALICの前年の同品目・同期間での全国平均を参考とします。

ALICにもない品目の場合は、審査できかねる場合があります。

4

対象となる取引の期間は、当事業が施行され、審査に通った事業実施者が提出する交付申請書が受領、通知された時点から。

補助対象のおさらい

▼生産者が申請する場合の視点

- ①以前から有機人参を生産・販売している農家さんが、新しい事業者へ人参を100kg販売する場合。
- ②以前から有機人参を生産・販売している農家さんが、今までの事業者へ人参を100kg販売する場合。
- ③今年から有機野菜として販売出来る農家さんが、これまでの事業者と人参を50kg販売する場合。

▼事業者が申請する場合の視点

- ①事業者が新しい農家Aさんからきゅうり50kg、農家Bさんからナス60kgを購入する場合。
- ②事業者が以前から人参の取引している生産者の新しい品目だいこん100kgを購入する場合。

補助対象のおさらい

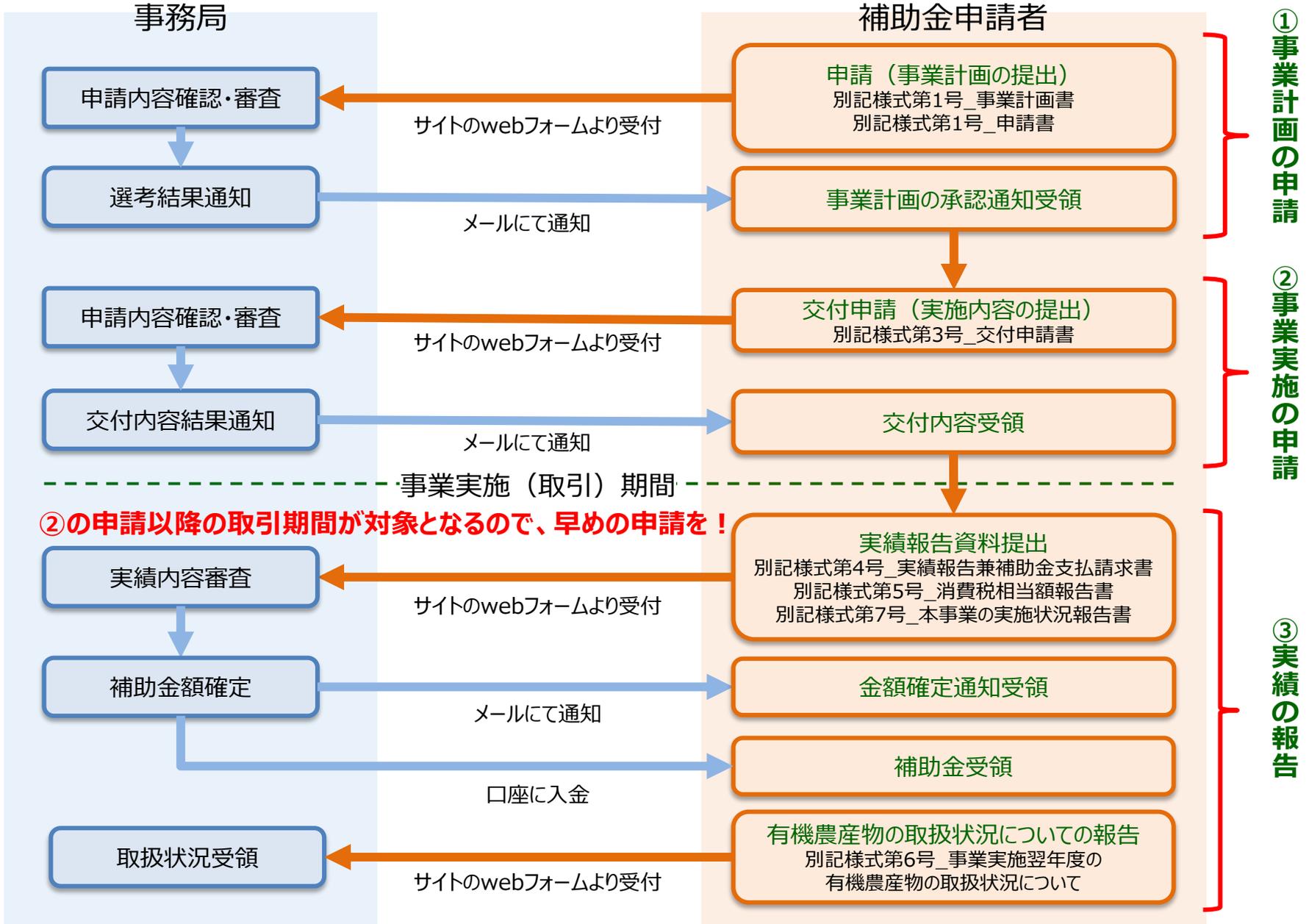
▼生産者が申請する場合の視点

- ①以前から有機人参を生産・販売している農家さんが、新しい事業者へ人参を100kg販売する場合。○
- ②以前から有機人参を生産・販売している農家さんが、今までの事業者へ人参を100kg販売する場合。△
- ③今年から有機野菜として販売出来る農家さんが、これまでの事業者と人参を50kg販売する場合。×

▼事業者が申請する場合の視点

- ①事業者が新しい農家Aさんからきゅうり50kg、農家Bさんからナス60kgを購入する場合。○
- ②事業者が以前から人参の取引している生産者の新しい品目だいこん100kgを購入する場合。△

事業の手続きの流れ



申請の際の注意点

①申請はWEBサイトのフォーム（オンライン）からとなります。

②Googleアカウント（メールアドレス）が必要となります。

事業計画の申請フォーム

1ページ目
基本情報の入力

2ページ目
申請書類のアップロード

【有機農産物新規取扱支援】①事業計画申請フォーム

このフォームは、有機農産物新規取扱支援事業の事業計画書を申請するためのフォームです。
下記サイトより事業実施要領を確認し、補助対象者のみ申請ください。
<https://myfarm.co.jp/organic-market-expansion/>

①応募書類と事業計画書アップロードをお願いします。

【応募書類】
一別記様式第1号、事業計画書.xlsx
一別記様式第1号、申請書.docx

【補助対象者確認用資料】
一有機農業者と分ける資料(有機JAS認証農業者認定もしくは、環境保全型農業推進法交付金の証明書等)
一生産団体・組合の場合は、参加農業者の一覧
一人人の場合は、定款・事業計画・予算経費等の法人の証明書類
一申請予定品目が有機JAS認定品目又は環境保全型農業推進法交付金の有機農業者の取扱対象となる農産物と生産された有機農産物であることが分かる資料（伝票等）
一申請予定品目の見積書
一申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
一昨年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）

②当フォームに回答の上、①の資料を添付して送信してください。

organic.market.expansion@gmail.com アカウントを切り替える  下書きを戻しました
ファイルをアップロードしてこのフォームを送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前と写真が記録されます。メールアドレスは回答に含まれません。

*必須

応募区分*

有機農産物を生産する有機農業者・生産団体
 食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者）
 流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る）

代表者の氏名*

苗字と名前の順に空白で入力ください。（例：有馬太郎）
回答を入力

法人名*

法人でない方は、個人としてください。
回答を入力

郵便番号*

半角数字でハイフンありで記載ください。（例：000-0000）
回答を入力

所在地*

回答を入力

電話番号*

半角数字でハイフンありで記載ください。（例：00-0000-0000）
回答を入力

メールアドレス*

ki@hata@myfarm.co.jp
回答を入力

実績を報告する月（予定）*

本事業の対象取引が終了する月以降を選択ください。
令和5年7月 

次へ  フォームをクリア 

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このコンテンツは Google が提供または承認したものではありません。不正行為の通報・お問い合わせ [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

【有機農産物新規取扱支援】①事業計画申請フォーム

organic.market.expansion@gmail.com アカウントを切り替える 
ファイルをアップロードしてこのフォームを送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前と写真が記録されます。メールアドレスは回答に含まれません。

*必須

申請書類・補助対象者確認用資料のアップロード

下記の書類一式を記入の上、アップロードしてください。
【応募書類】
一別記様式第1号、事業計画書.xlsx
一別記様式第1号、申請書.docx

【補助対象者確認用資料】
一有機農業者と分ける資料(有機JAS認証農業者認定もしくは、環境保全型農業推進法交付金の証明書等)
一生産団体・組合の場合は、参加農業者の一覧
一人人の場合は、定款・事業計画・予算経費等の法人の証明書類
一申請予定品目が有機JAS認定品目又は環境保全型農業推進法交付金の有機農業者の取扱対象となる農産物と生産された有機農産物であることが分かる資料（伝票等）
一申請予定品目の見積書
一申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
一昨年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）

事業計画書*

 ファイルを追加

申請書*

 ファイルを追加

有機農業者と分ける資料
有機JAS認証農業者認定もしくは、環境保全型農業推進法交付金の証明書等を添付ください。
 ファイルを追加

(生産団体の方のみ) 参加農業者の一覧
 ファイルを追加

(法人のみ) 定款・事業計画・予算経費等の法人の証明書類
 ファイルを追加

申請品目が有機農産物と分ける資料*
伝票等を添付ください。
 ファイルを追加

申請予定品目の見積書*
 ファイルを追加

申請予定品目の比較対象となる有機農産物以外の農産物の見積書
 ファイルを追加

昨年度の取引実績が分かる資料（全体、うち有機農産物の取引金額）*
令和5年度の農産物取引がない場合は、それ以前の資料を添付ください。
 ファイルを追加

戻る  フォームをクリア 

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。
このコンテンツは Google が提供または承認したものではありません。不正行為の通報・お問い合わせ [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

FAQ

Q1.加工品は対象ですか？

A.加工品自体は対象外ですが、加工品の原材料となる有機農産物は対象となります。

Q2.パックやバラなど規格の違いはどうなりますか？

A.全てキロで換算をお願い致します。

Q3.送料はどうなりますか？

A.送料も含んだ販売価格（単価）で算出ください。

Q4.補助が出る分、取引価格を下げててもよいですか？

A.有機農産物の取引価格と慣行品の取引価格の差額から補助金額を算出しているため、補助金を見越して取引価格自体を値下げする事は出来ません。